

# 交通安全だより

二本松警察署 交通課

2026年5月1日 発行

## 5月は自転車安全利用強化月間

- 期間  
令和8年5月1日（金）から  
5月31日（日）まで
- 自転車にも交通反則通告制度  
令和8年4月1日から  
16歳以上の自転車運転者  
による交通違反には反則通告制度が適用されます。
- 自転車運転者講習  
信号無視等の危険行為(16類型)を行い、  
3年以内に2回以上反復して検挙され、  
又は交通事故を起こした場合は、  
福島県公安委員会により  
自転車運転者講習（3時間）  
の受講が命じられます。  
受講命令に従わなかった場合は  
5万円以下の罰金

令和8年4月1日から自転車に青切符が適用されます

### 免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!

16歳以上が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～  
これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等(保持) 反則金 12,000円

信号無視 反則金 6,000円

警察庁 福島県警察

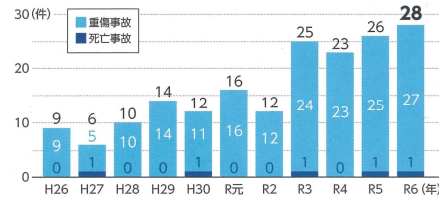
## 自転車にはヘルメット!

自転車を利用する皆さん、  
自転車も乗れば車の仲間入り  
自転車を利用する際は、  
交通ルールを守り、正しいマナー  
を実践しましょう!

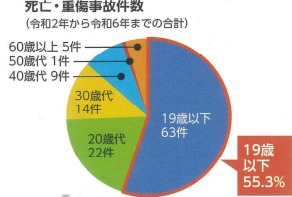
### 自転車利用者による交通事故

令和6年中の自転車利用者の「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数については、平成26年以降最多の28件で、年齢層別では、19歳以下が約6割を占めています(グラフ参照)。

■「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数の推移



■「ながらスマホ」による年齢層別死亡・重傷事故件数(令和2年から令和6年までの合計)



(注) 自転車が第1又は第2当事者となった事故のうち、自転車運転者の携帯電話、スマートフォン等の使用が要因となって発生した事故を集計した。

(注) 自転車運転者(第1・第2当事者)の年齢層により区分して集計した。

スマートフォンを使用しながらの運転は、  
重大事故につながります。

歩きスマホも危険!!

## ながらスマホはならぬ!

「ながらスマホ」は、法律で禁止されています。  
自動車、自転車ともに、法律で禁止されています。  
※ 手で持たなくても、運転中に画像を注視することは、禁止されています。

警察庁・都道府県警察



# 二本松警察署

